## 平成十二年国家公安委員会規則第十三号 通信傍受規則

目次 則を次のように定める。 号)第十三条第一項の規定に基づき、 警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一 通信傍受規

第一章 総則(第一条·第二条)

第二章 通信傍受の実施の手続等(第三条―第 十七条)

八条) 通信傍受の記録等(第十八条―第二十

第四章 補則(第二十九条・第三十条)

## 章 総則

第一条 この規則は、警察官が犯罪捜査のための その他通信の傍受に関し必要な事項を定めるこ 信の傍受を行うに当たって守るべき方法、手続十七号。以下「法」という。)の規定による通 とを目的とする。 通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三

第二条 法に定めるもののほか、この規則におい に定めるところによる。 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

(定義)

二 スポット傍受 よる傍受をいう。 る傍受をいう。 法第十四条第一項の規定に

令状記載傍受

法第三条第一項の規定によ

三 第十四条外国語等通信 に規定する通信をいう。 法第十四条第二項

四 外国語等傍受

法第十四条第二項の規定に

五 他犯罪通信 よる傍受をいう。 法第十五条に規定する通信を

六 他犯罪傍受 をいう。 法第十五条の規定による傍受

なければならない。

七 令状記載再生 する通信に係るものをいう。 による再生であって、傍受すべき通信に該当 法第二十一条第三項の規定

するかどうか明らかでない通信に係るものをによる再生であって、傍受すべき通信に該当 スポット再生 法第二十一条第三項の規定

四項に規定する通信をいう。 第二十一条外国語等通信 法第二十一条第

による再生をいう。 外国語等再生 法第二十一条第四項の規定 5

十一 他犯罪再生 法第二十一条第五項の規定 よる再生をいう。

項の規定により作成した記録媒体の複製をい り記録をした記録媒体又は法第二十五条第三 項後段若しくは第二十六条第二項の規定によ 傍受記録作成用媒体 法第二十四条第一

十三 通信記録物等 傍受の原記録以外の傍受 書面をいう。 は書面並びに傍受をした通信の内容の全部又 内容の全部又は一部をそのまま記録した物又 録をした記録媒体及びその複製その他記録の 信を含む。以下この号において同じ。)の記 三条第四項の規定により再生をした通信及び をした通信(法第二十一条第一項又は第二十 は一部を要約して記載し又は記録した物又は これらの規定による復号により復元された通

(令状請求の手続) 第二章 通信傍受の実施の手続等

第三条 傍受令状の請求は、傍受の理由及び必要 受けて行わなければならない。 う。以下同じ。) に報告し、事前にその承認を 本部長(警視総監又は道府県警察本部長をい その他傍受令状請求書に記載すべき事項につい て十分に検討してその検討結果を順を経て警察

3 2 その他傍受令状請求書に記載すべき事項につい 報告書その他の資料並びに傍受の実施の方法及 要があることを疎明する参考人供述調書、捜査 本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わ かにする資料を添えて行わなければならない。 び場所その他傍受令状請求書の記載事項を明ら て十分に検討してその検討結果を順を経て警察 法第四条第三項の請求は、当該請求の相当性 前項の請求をするときは、傍受の理由及び必 3

4 び次に掲げる事項(法第二十条第一項の許可の あることを疎明する捜査報告書その他の資料及 請求をする場合にあっては、第一号に掲げる事 項)を明らかにする資料を添えて行わなければ ならない。 前項の請求をするときは、当該請求が相当で

通信管理者等に関する事項

定電子計算機を特定するに足りる事項 傍受の実施に用いるものとして指定する特

の相当性その他傍受令状請求書に記載すべき事 項について十分に検討してその検討結果を順を 法第五条第四項後段の申立ては、当該申立て

6 経て警察本部長に報告し、事前にその承認を受 けて行わなければならない。

えて行わなければならない。 料及び次に掲げる事項を明らかにする資料を添 当であることを疎明する捜査報告書その他の資 指定期間における傍受の実施の場所

7 委員会が指定する警視以上の警察官をいう。以規定に基づき国家公安委員会又は都道府県公安 を把握している警察官が裁判官の下に出頭し、 立てをするに当たっては、当該請求又は申立て 裁判官の求めに応じ、陳述し、又は書類その他 下同じ。) その他の当該事件の捜査全般の状況 をしようとする指定警察官(法第四条第一項の 第一項若しくは第三項の請求又は第五項の申

を必要とする事由及び延長を求める期間につい第四条 傍受ができる期間の延長の請求は、延長 本部長に報告し、事前にその承認を受けて行わ て十分に検討してその検討結果を順を経て警察 (傍受ができる期間の延長請求の手続)

2 前項の請求をするときは、その必要があるこ とを疎明する捜査報告書その他の資料を添えて 行わなければならない。

合について準用する。 (捜査主任官等) 前条第七項の規定は、 第一項の請求をする場

本部長が捜査主任官を指名しなければならな第五条 傍受を行う事件の捜査については、警察 ١,

の警察官の中から傍受実施主任官を指名するも 警察本部長は、傍受の実施ごとに、警部以上

する事務に従事する職員を指揮監督するものと傍受の実施及び再生の実施並びにこれらに付随 傍受実施主任官は、捜査主任官の命を受け、

5 捜査主任官の職務を補助させるため、警部補以 するものとする。 上の警察官の中から通信記録物等管理者を指名

前項の申立てをするときは、当該申立てが相

場 指定期間以外の期間における傍受の実施の

2

の物を提示しなければならない。

3

なければならない。

2 捜査主任官は、警察本部長の指揮を受け、 とする。 受の実施、再生の実施、通信記録物等の管理そ の他の通信の傍受に関する事務を統括するもの 傍

3 のとする。

4 警察本部長は、通信記録物等の管理に関する

(傍受指導官)

第六条 警察本部長は、捜査の適正を確保するた 察官の中から傍受指導官を指名するものとす 準ずるものを含む。) に所属する警部以上の警 視庁及び道府県警察本部をいう。)の課(課に めの指導に関する事務を所掌する警察本部 (警

びにこれらに付随する事務に従事する職員に対 な指導教養を行うものとする。 して、適正な傍受の実施及び再生の実施に必要 傍受指導官は、傍受の実施及び再生の実施並

実施に必要な助言及び指導を行うものとする。 する助言その他の適正な傍受の実施及び再生の の場所における特定電子計算機の使用方法に関 緊密に連絡し、及び協力して、当該傍受の実施 生の実施に当たっては、警察通信職員と相互に よる傍受の実施及び同条第四項の規定による再 (特定電子計算機の保管等) 傍受指導官は、法第二十三条第一項の規定に

第七条 通信部において保管するものとする。 局、東京都警察情報通信部又は北海道警察情報 特定電子計算機は、警察庁、管区警察

他の特定電子計算機の適正な供用の開始のため のとして指定された特定電子計算機の設置その 施の場所において、当該傍受の実施に用いるも による傍受の実施に当たっては、当該傍受の実 に必要な措置を講じなければならない。 (最小化等に関する指示) 警察通信職員は、法第二十三条第一項の規定

|第八条 傍受の実施(法第二十条第一項又は第二 指示しなければならない。 事項について、捜査主任官に対し、文書により 十三条第一項第二号の規定によるものを除く。 ては、警察本部長は、あらかじめ、次に掲げる 以下この項及び次項において同じ。)に当たっ

により警察本部長が指定する時間 第十三条第五項、第六項及び第八項の規定

認めた場合に留意すべき事項 報道の取材のための通信が行われていると

三 前二号に掲げるもののほか、傍受の実施 捜査主任官は、傍受の実施をしている場合に 適正を確保するための事項

3 2 しを携帯させなければならない。 三条第五項、第六項及び第八項」とあるの る。この場合において、第一項第一号中「第十 おいては、傍受実施主任官に、前項の文書の写 前二項の規定は、再生の実施について準用す は

行われている」とあるのは「に該当する」と読 み替えるものとする。 とあるのは「再生に係る通信が報道」と、「が は「時間又は部分」と、同項第二号中「報道」 とされる場合を含む。)」と、「時間」とあるの 九項の規定によりこれらの規定の例によること 2 3

第十四条第五項、第六項及び第八項(同条第

(傍受令状の記載事項の厳守)

第九条 傍受の実施又は再生の実施に当たって れている事項を厳格に遵守しなければならな 受の実施に関する条件その他傍受令状に記載さ の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍 傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受 傍受令状に記載されている傍受すべき通 5 4

(傍受日誌)

第十条 傍受の実施又は再生の実施に当たって の書面に記載するものとする。は再生の実施の状況を警察本部長が定める様式 二項各号に掲げる事項その他当該傍受の実施又 二項各号又は第二十八条第一項各号若しくは第 逐次、法第二十七条第一項各号若しくは第

(通信事業者等に対する配慮)

第十一条 傍受の実施又は再生の実施(法第二十 概要その他の通信事業者等の事情を理解し、通 ないように特に注意しなければならない。 信事業者等に必要な限度を超えて迷惑を及ぼさ っては、通信事業者等の規模、電気通信設備の 三条第四項の規定によるものを除く。)に当た

の機器については、電気通信設備を損傷し、又 のとする。 はその機能に障害を与えないものを使用するも 電気通信設備に接続する傍受又は再生のため 2

第十二条 傍受の実施(法第二十条第一項又は第 (立会い)

掲げる事項について説明しなければならない。 当たっては、あらかじめ、立会人に対し、次に 二十三条第一項の規定によるものを除く。)に 場所、傍受ができる期間並びに傍受の実施に 象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び に係る主要な法令の規定 傍受令状に記載されている傍受の実施の対 法第十三条、法第二十五条その他の立会人

関する条件 傍受のための機器の概要及びその使用方法 第八条第一項第一号に掲げる事項

関する事項 法第二十五条第一項の封印の具体的方法に

5

スポット傍受を開始した場合においては、

な立会いをするため参考となるべき事項 前各号に掲げるもののほか、立会人が適切

を講じなければならない。 応じ、傍受の実施の適正を確保するための措置 が述べられたときは、これを勘案して、必要に 法第十三条第二項の規定による立会人の意見

見書の提出を求めなければならない。 前項に規定する場合においては、立会人に意

した意見書の提出を求めなければならない。 べられなかったときは、立会人にその旨を記載 立会いをしていた期間中に立会人の意見が述

において、第一項第一号中「法第十三条」とあ 三条第二項」とあるのは「法第二十一条第一項 「法第二十五条第二項」と、第二項中「法第十 第五号中「法第二十五条第一項」とあるのは るのは「法第二十一条第一項において準用する えるものとする み替えて準用する同条第一項第一号」と、同項 第一号」とあるのは「第八条第三項において読 のは「再生」と、同項第四号中「第八条第一項 法第十三条」と、同項第三号中「傍受」とある において準用する法第十三条第二項」と読み替 による再生の実施について準用する。この場合 前各項の規定は、法第二十一条第一項の規定 8 7

(スポット傍受)

スポット傍受を開始するものとする。

(スポット再生)

第十三条 スポット傍受は、スポット傍受の開始 動的にスポット傍受が中断される機能、スポッ 機器を用いて行うものとする。 時からあらかじめ設定した時間が経過すると自 ット傍受の適正を確保するための機能を有する ト傍受をしている旨を標示する機能その他スポ

項を考慮しなければならない。 景、既に傍受をされた通信の内容その他スポッ ト傍受をしている通信の該当性判断に資する事 スポット傍受に当たっては、犯罪の組織的背

4 3 るとき又は傍受の実施の間に通話が開始された。 傍受の実施の開始時に現に通話が行われてい ときは、スポット傍受を開始するものとする。 当該各号に定める傍受を開始するものとする。 各号に掲げる通信が行われていると認めるに至 ったときは、スポット傍受を終了し、それぞれ スポット傍受をしている場合において、次の ある通信 令状記載傍受 傍受すべき通信に該当することが明らかで

3

他犯罪通信 他犯罪傍受 第十四条外国語等通信 外国語等傍受

ット傍受を中断しなければならない。 あらかじめ警察本部長が指定した時間内にスポ し、又は第七項の規定によりスポット傍受を終 了したときを除き、スポット傍受の開始時から

6 る。 経過した後において、当該スポット傍受を中断点からあらかじめ警察本部長が指定した時間が るときは、スポット傍受を開始するものとす するかどうかを判断するため必要があると認め の通話が行われており、傍受すべき通信に該当 した時点において現に行われていた通話と同 前項の規定によりスポット傍受を中断した時

らあらかじめ警察本部長が指定した時間を超え た時に現に行われていた通話が傍受の終了時か 又は第十五条第二項の規定により傍受を終了し V ) ものが行われていると認めるに至ったときは、 受すべき通信に該当しないことが明らかである 項各号のいずれにも該当しない通信であって傍 かを確認するため必要があると認めるときは、 信と内容の異なる通信が行われていないかどう て継続しており、当該傍受の終了時における通 直ちに、スポット傍受を終了しなければならな 前項の規定によりスポット傍受を終了した時 スポット傍受をしている場合において、第四

第十四条 スポット再生は、スポット再生の開始 の適正を確保するための機能を有する機器を用 スポット再生を開始した部分からあらかじめ設 時からあらかじめ設定した時間が経過し、又は ポット再生が中断される機能、スポット再生を 定した部分までの範囲を表示すると自動的にス いて行うものとする。 している旨を標示する機能その他スポット再生

景、既に再生をされた通信の内容その他スポッ2 スポット再生に当たっては、犯罪の組織的背 項を考慮しなければならない。 -再生をしている通信の該当性判断に資する事

4 スポット再生をしている場合において、当該 信のいずれかに該当すると認めるに至ったとき スポット再生に係る通信が次の各号に掲げる通 ット再生を開始するものとする。 は、スポット再生を終了し、それぞれ当該各号 再生の実施をするときは、通話ごとに、 スポ

項の規定により同項各号に定める傍受を開始 前 ある通信 傍受すべき通信に該当することが明らかで

に定める再生を開始するものとする。

5 第二十一条外国語等通信 他犯罪再生 外国語等再生

ポット再生を中断しなければならない。 ポット再生を開始した部分からあらかじめ警察 あらかじめ警察本部長が指定した時間内又はス 項の規定により同項各号に定める再生を開始 本部長が指定した部分までの範囲内においてス 了したときを除き、スポット再生の開始時から し、又は第七項の規定によりスポット再生を終 スポット再生を開始した場合においては、

7 6 生を終了しなければならない。 と認めるに至ったときは、直ちに、スポット ときは、スポット再生を開始するものとする。 るかどうかを判断するため必要があると認める ポット再生を中断した時点又は部分における当 ができない状態で表示した後において、当該ス 定した部分までの範囲を通信の内容を知ること を中断した部分からあらかじめ警察本部長が指 経過した後又は同項の規定によりスポット再生 点からあらかじめ警察本部長が指定した時間が 該当しないことが明らかであるものに該当する にも該当しない通信であって傍受すべき通信に スポット再生に係る通信が第四項各号のいず ていないものがあり、傍受すべき通信に該当す 定により一時的保存をされた暗号化信号であっ に行われた通信について法第二十条第一項の規 該スポット再生に係る通信と同一の通話の機会 て法第二十一条第一項の規定による復号をされ スポット再生をしている場合において、当該 前項の規定によりスポット再生を中断した時

8 るものとする。 があると認めるときは、スポット再生を開始す われていなかったかどうかを確認するため必要 の終了時における通信と内容の異なる通信が行 よる復号をされていないものがあり、当該再生 号化信号であって法第二十一条第一項の規 十条第一項の規定により一時的保存をされた暗 長が指定した部分までの範囲を通信の内容を じめ警察本部長が指定した時間が経過した後又 る当該再生に係る通信と同一の通話の機会に行条第二項の規定により再生を終了した時におけ 又は次条第三項において読み替えて準用する同 ることができない状態で表示した後も、法第二 は再生を終了した部分からあらかじめ警察本部 われた通信について、再生の終了時からあら 前項の規定によりスポット再生を終了した時 定に か

9 ることとされる法第二十一条第三項の規定によ 法第二十三条第四項の規定によりその例によ

(合犬已載筹乏等)は、前各項の規定の例による。は、前各項の規定の例による。とうか明らかでない通信に係るものについてどうか明らかでない通信に係るものについて

第十五条 第十三条第四項各号のいずれかに定め、 高傍受をしている場合において、当該各号に掲 がに掲げるものが行われていると認めるに至っ たときは、当該傍受を終了し、それぞれ当該各 たときは、当該傍受を終了し、それぞれ当該各 をときは、当該各受を開始するものとする。

3 とし、」とあるのは「ものとし、当該再生に係 あるのは「に該当する」と、前項中「スポット る通信が」と読み替えるものとする。 傍受」とあるのは「スポット再生」と、「もの 再生に係る通信が」と、「が行われている」と 二項中「おいて、」とあるのは「おいて、当該 場合について準用する。この場合において、前 を含む。)のいずれかに定める再生をしている 項の規定によりその例によることとされる場合 るものが行われていると認めるに至ったとき 傍受すべき通信に該当しないことが明らかであ 同項各号のいずれにも該当しない通信であって を終了してスポット傍受を開始するものとし、 ると認めるに至ったときは、直ちに、当該傍受 当するかどうか明らかでないものが行われてい も該当しない通信であって傍受すべき通信に該 をしている場合において、同項各号のいずれに 第十三条第四項各号のいずれかに定める傍受 前二項の規定は、前条第四項各号(同条第九 直ちに、傍受を終了しなければならない。 4

て適当であると認めるときは、当該場所におい 一項の規定によるものを除く。)の場所(指定 期間以外の期間における傍受の実施の場所が定 のられているときは、その場所)でその内容を がられているときは、その場所)でその内容を がられているときは、その場所)でその内容を がられているときは、その場所)でその内容を がられているときは、その場所)でその内容を がらいては、当該場所の状況を考慮し 大き通信であって、傍受の実施(法第二十三条第 第

なければならない。 電気人の立会いを得て前項の復元若しくは閲覧、法第十四条第二項後段若しくは第二十一条 では、法第十四条第二項後段若しくは第二十一条

い。

京一項の翻訳、復号又は復元の嘱託をする場が、
の第一項の翻訳、復号又は復元の嘱託をする場ができる。
の第一項の翻訳、復号又は復元の嘱託をする場

(相手方の電話番号等の探知等) 第一項の翻訳、復号又は復元及び聴取又は閲覧については、これらを行った者の氏名、これらが行われた状況を明らかにするために必要な事項を書面に記録しておかなければならない。 第一項の翻訳、復号又は復元及び聴取又は閲

第十七条 法第十七条第三項又は第二十条第四項第十七条 法第十七条第三項において準用する場合を第十七条 法第十七条第一項において準用する場合を第十七条 法第十七条第三項又は第二十条第四項

## 第三章 通信傍受の記録等

(傍受の原記録用媒体への署名等)

第十八条 法第二十五条第一項又は第二項の規定により記録媒体の封印を求めようとするときは、あらかじめ、当該記録媒体の外面に、当該記録媒体に対する記録を終了した年月日時分及びそれが法第二十四条第一項前段の規定により記録をした記録媒体である旨を記載して署名押目を求めようとするときにより記録媒体の封印を求めようとすると

い。

なお二十六条第一項の規定による記録を終了
い。

なお二十六条第一項の規定による記録をした記録媒体で
の外面に、当該記録を終了した年月日時分及び
の外面に、当該記録を終了した年月日時分及び

(傍受記録用の複製の作成) 様式は、別記様式第一号のとおりとする。 様式は、別記様式第一号のとおりとする。 前所規則」という。)第九条に規定する書面の りでする。以下「最高裁判所規則第六号。以下「最高裁 の通信傍受に関する規則(平

第十九条 法第二十五条第三項の規定による複製第十九条 法第二十五条第三項の規定によりの立会いの作成は、傍受の実施の場所が定められているときは、その場所)において立会人の立会いるときは、その場所)において

は関 (傍受記録作成用媒体への署名等) 一条 第二十条 法第二十四条第一項後段若しくは第二 大一条 第三項の規定による複製の作成が終了したと きは、直ちに、傍受記録作成用媒体の外面に、 きは、直ちに、傍受記録作成用媒体の外面に、 が傍受記録作成が終了した年月日時分及びそ の場でによる複製の作成が終了したと とと 本が傍受記録作成用媒体への署名等)

等二十一条 法第二十七条第一項又は第二十八条 第一項に規定する書面の様式は、別記様式第二 年代の表 (傍受の実施の状況を記載した書面等の提出)

3

書を添えて行わなければならない。 第一項の書面を裁判官に提出するときは、第十二条第三項又は第四項(同条第五項において十二条第三項又は第四項(同条第五項において

4 傍受の実施又は再生の実施の間に外国語等傍 保受の実施又は再生の実施の間に外国語等房生でによりその例によることとされる法第二十一条第四項の規定による再生を含む。)をした場合において、当該傍受の実施又は再生の実施に関し第一項又は第二項の書面を裁判官に提出した後に当該外国語等傍受又は外国語等再生をした通信が他犯罪通信に該当すると認められる通信についての法第二十七条第一至ったとをにおける当該他犯罪通信に該当すると認められる通信についての法第二十七条第一項若しくは第二項又は第二十八条第一項若しくは第二項又は第二十八条第一項若しくは第二項又は第二十八条第一項若しくは第二項又は第二十八条第一項若しくは第二項又は第二十八条第一項若しくは第二項の規定により提出しなければならない。

(傍受調書)

成しなければならない。(再生の実施の状況)を明らかにした傍受調書を作生の実施の状況)を明らかにした傍受調書を作り、存め実施をしたときは、傍の実施及び再り、

の通信の記録を消去することにより、行うもの録を当該傍受記録作成用媒体に残し、それ以外条第三項各号又は第四項各号に掲げる通信の記集体に記録されている通信のうち、法第二十九第二十三条 傍受記録の作成は、傍受記録作成用(傍受記録の作成)

記録物等があるときは、捜査主任官は、通信記2 傍受記録を作成した場合において、他に通信

でない。 でない。 ただし、当該通信記録物等管理者にその記録の全部を消去された通信の内容の全部又は一倍受記録に記録された通信の内容の全部又は一倍受記録に記録された通信の内容の全部又は一分に対している。 ただし、当該通信記録物等が、

ければならない。
・ 傍受記録から記録を消去したときは、捜査主はればならない。

法第二十七条第一項若しくは第二項又は第二年に通知したときは、速やかに、通信記録消記録を消去したときは、速やかに、通信記録消を裁判官に提出した後において、傍受記録からを裁判官に提出した後において、傍受記録から 法第二十七条第一項若しくは第二項又は第二

第二十四条 通信記録物等の作成は、必要最小限(通信記録物等の作成等)

度の範囲にとどめなければならない。 度の範囲にとどめなければならない。 度の範囲にとどめなければならない。 度の範囲にとどめなければならない。 度の範囲にとどめなければならない。

しておかなければならない。 をの適正な管理のために必要な事項を明らかに をの適正な管理のために必要な事項を明らかに をの適正な管理のために必要な事項を明らかに を式の簿冊により、通信記録物等の作成、保管

(通信の当事者に対する通知)去させなければならない。医がなくなったときは、捜査主任官は、速やか要がなくなったときは、捜査主任官は、速やか要がなくなったときは、捜査主任官は、速やかま信記録物等が刑事手続において使用する必要がある。

第二十五条 法第三十条第一項の書面の様式は

記様式第七号のとおりとする。
2 最高裁判所規則第十三条の書面の様式は、別別記様式第六号のとおりとする。

(通知を発しなければならない期間の延長)

三項後段において準用する場合を含む。)の規 第二十六条 法第三十条第二項ただし書(同条第

- し、事前にその承認を受けて行わなければなら 前項の請求は、順を経て警察本部長に報告
- 様式第八号)により行わなければならない。 第一項の請求は、通知期間延長請求書(別記

査報告書その他の資料を添えて行わなければな査が妨げられるおそれがあることを疎明する捜 第一項の請求をするときは、通知によって捜

第二十七条 警察官が保管する傍受記録に係る法 第三十一条の規定による聴取、閲覧又は複製の とを確認しなければならない。 条第一項の通知を受けた通信の当事者であるこ 覧又は複製の作成をしようとする者が法第三十 作成については、当該傍受記録に係る聴取、閲 (警察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等)

がこれを行うものとする。 わせるようにしなければならない 員を立ち会わせ、その他所要の措置を講じて行 態勢を確立した上で、警察施設において警察職 (傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求) 前項の聴取、閲覧又は複製の作成は、必要な 閲覧又は複製の作成の請求は、指定警察官 法第三十二条第三項の規定による聴

、。 (別記様式第九号) により行わなければならな | 場合を含む。)、第十条、(別記様式第九号) により行わなければならな | 第三項において準用する し、事前にその承認を受けて行わなければなら前項の請求は、順を経て警察本部長に報告 第一項の請求は、傍受の原記録聴取等請求書

3

由があることを疎明する捜査報告書その他の資 料を添えて行わなければならない 三項に規定する聴取、閲覧又は複製の作成の理 第一項の請求をするときは、法第三十二条第

## 第四章 補則

通信傍受手続簿)

第二十八条第二項

第二十九条 次の各号に掲げる措置を執った場合 号)によりその手続等を明らかにしておかなけ ればならない。 においては、通信傍受手続簿(別記様式第十 第六条第一項

- 傍受令状の請求
- 傍受の処分の着手
- 傍受ができる期間の延長の請求
- の規定による記録媒体の提出 法第二十五条第四項又は第二十六条第四項

を含む。

部をいう。)の課課 (課に準ずるもの

- 五. 二十八条第一項若しくは第二項の規定による 法第二十七条第一項若しくは第二項又は第
- 六 傍受記録の作成
- 法第三十条の規定による通知
- 段において準用する場合を含む。)の規定に よる請求 法第三十条第二項ただし書(同条第三項後

3

九 (関東管区警察局の警察官が行う傍受及び再生 への適用) 傍受記録の聴取及び閲覧等をさせること 法第三十一条の規定により通信の当事者に 法第三十二条第三項の規定による請求

第三十条 関東管区警察局の警察官(警察法第六 る次の表の上欄に掲げる規定の適用についてされた者を含む。)が行う傍受及び再生に関す の下欄に掲げる字句とする。は、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 十一条の三第一項の規定による指示により派遣

1

第三条第一項 視総監又は道府区警察 警察本部長(警関東管

いう。 県警察本部長を局長

|第三条第三項及び第五<br/>
警察本部長 局区関 長警東 察管

条第一項から第三項まで項、第四条第一項、第五 五項、第六項及び第八 ||第十三条第五項、第六項 及び第五項、第六条第 第二十六条第二項並び 及び第八項、第十四条第 第八条第一項(同条 第二十四条第三項

日

1 (施行期日)

2 この規則による改正前の様式(次項において (経過措置) この規則は、令和四年四月一日から施行す

は、当分の間、この規則による改正後の様式に 「旧様式」という。)により使用されている書類 よるものとみなす。

れを取り繕って使用することができる。 旧様式による用紙については、当分の間、 員会規則第七号) (令和六年三月二九日国家公安委

この規則は、令和六年四月一日から施行す

別記様式第1号(第18条第3項関係)

捜査の適正を確関東管に関する事務局広域を所掌する警察調整部本部(警視庁及広域調整部での指区警察

| 2 警察庁の警察官のうち、法第四条第一項の国| 別記様式第2号(第21条第1項関係 家公安委員会が指定する警視以上の者は、次に 掲げるものとする。

関東管区警察局長の職にある者

前項各号に掲げる者は、傍受令状の請求をす以上の階級にある警察官 関東管区警察局サイバー特別捜査部の警視

家公安委員会が交付する別記様式第十一号の証るに当たり、裁判官の要求があったときは、国 票を提示しなければならない。

則 (平成三一年四月二六日国家公安

(施行期日) 委員会規則第六号) 抄

法律(平成二十八年法律第五十四号)の施行の1 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する (平成三十一年六月一日) から施行する。 員会規則第一三号) (令和四年三月三一日国家公安委

他を含むのを仕及び他を必てきる問題の 

この規則は、法の施行の日から施行する。

その:	2 0 (8) (6)	(WIN)	24	10000	1084	###E1	6 <del>20</del> 1	. fr.		DAKE		
69-12-0	の年の実施の	+85	Zú.	作の事 号		異体を1			解和S 射用S 克	ELE:	ca;	K C
Я	中	19	9		В	日午	19	9	В	日午	29	4
Я	日午	14	27		Я	日午	19	tt				
Я	日午	19	27		Я	日午	19	tt	Я	日午	39	ź
Л	日午	kly	27		.75	日午	19	57				
Н	8年	19	99		.15	日午	19	9	H	日午	33	ź
Я	84	15	9		.15	日午	15	9				
Я	日午	19	9		В	日午	19	샾	В	日午	29	4
Я	日午	19	27		Я	日午	19	tt				
Я	日午	19	27		Я	日午	19	÷	Я	日午	39	4
Л	日午	kly	27		.75	日午	19	57				
Н	8年	19	9		.15	日午	19	9	H	日午	55	ź
Я	84	19	9		.15	日午	15	9				
Я	日午	19	9		В	日午	19	샾	В	日午	29	4
Я	日午	14	27		Я	日午	19	tt				
Я	日午	19	27		Я	日午	19	÷	Я	日午	39	4
.8	日午	14	27		.75	日午	15	57				
Л	日午	Rý	27		.75	日午	19	9	Л	日午	20	ź
Я	84	19	9		.15	日午	19	9				
Я	日午	19	97		В	日午	19	샾	Я	日午	39	4
Я	日午	19	9		В	日午	19	44				

(社会) 修受の実施のうち役割3条票1項又は重33条票1項の根据によるもの以外のものについて記載し、当該終受の実施をしなかった場合は、全体に昇継を引くこと。

₹0					_				
記組数	1件の重号	×		_ 4	Ł				
## # 5	機能の開始 7857円 1	STORY OF THE PERSON NAMED IN	#ES	婚門	044	60 to	# # #	通常の日本会 のお名での他 その特別に関す する事項	HAME OF THE PARTY
						148	14(D 25		
						148	94(I) 25		
						148	94 25		
						148	34(j) 36		
						148	94 25		
						18	14(D 56		
						142	MO 25		
						138	14(D 16		
						148	#(I)		
						13	14(D 16		
						100 140	#(I)		
						18	ΜΦ 25		

(生態) 1 使先の機能のりた物物の機能は異な対象は、単心を放け上 からい場合のものでいて変数し、過程等を必要をとなった。 特別は、全体が過程となったの間では、1 (3分) 対策等の機能は 実施、1 (3分) 対策制を検討で乗り、7 (3分) 対策等の機能 実施、1 (30) 対策制を検討で乗り、7 (3分) 対策等が検索を がおるとし、1 (30) 対策制を検討で乗り、7 (3分) 対策等が検索を がおるとも、

ą×	Muse Service	######################################	神経の発験をしている 数の連載の機能を対す	851898778 compe
8 ×	MM OF TO	#Y8V#Y8	METO WAS LIVE MOMENCET FOR N	がある。 の の の の の の の の の の の の の
Ru	10700	Max A series o	Mix a series o	D#952268EM
W T	10000	87 A 89 8 9	BT A DO B 2	P#E0009##5
Mil	A 107 10 9	Max A sin n o	Max Survey	DBROTOLERA DBROTOLERA DBROTOLERA
W.7	A 94.60	87 A 94 % 0	87 R 99 N 9	D8865XXX
Mile	1 107 10 0	May 3 or no	Mile of my my my	は は は は は は は は は は は は は は
ЯT	1 10 10 10 10	RT A NY NO	終す 月 10年 時分	DATION OF SE
Ru	A DY 80 0	Miss J DY N D	Miss II Girl Re G	DARKSTANIA
ST.	1 107 10 2	ST ARTSO	BT ARTH	0.500000000000000000000000000000000000
RN	10400	Max A sin m o	Max 3 see es o	Distance Auril
W.T	A 94.65	87 A 89 6 0	ET 3 99 9 9	D100000400 D100000400 D840000400
Mili	A see se se	Max A n'r n o	Misk If min to the	D#95702558
W.7	A DY # 0	87 A SY NO		DEPOSITOR OF THE PARTY OF THE P
Ma	10100	Me fores	Min A no my	Dietanasie Sanasesse Dinamense
<b>#7</b>	10400	87 A 04 9 0	M7 8 00 00 0	1988
Me	10000	Me A ST S to	Mie II so n o	100000000000000000000000000000000000000
ЙT	A set to o	RT ENTRO	<b>終す 月 10年 80 分</b>	D\$85365996
Me	A DY # 0	Mis	Miss II DA Re o	D0443258128
ST	1 07 0 0	おて 月 8年 株 セ		13 4 4 3 11 5 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
Ris	ABYRO	Max A n+ m o	Max II see to o	DE94326HIM
WY	10000	<b>終了 月前年時</b> 力		Daliconomaci Daliconomaci
礁	寒) 1 法	第20条第1項の±	E世による特性の9	B施について記載し、当該

注前3条第1項の規定による待分の実施について記載し、3 体質の実施をしなかった場合は、金件に斜線を引くこと。
 □呼のある機については、該当の□内にレ印を付すこと。

再生 住再	対策機の特別の年	PE E	100	記録媒	記録 年	##£1	63 <b>2</b> B	論	erm.c	AKE FI	Rds 13	1545
海生 注解	の実施 ア の 年	)H E	以	外の業 号	記載 た 2		В	K L	me t	cia		R.E.
_Я_	日午	19	9		.8	日午	19	9	Я	日午	19	- 52
Я	日午	19	9		Я	日午	19	9				
Я	日午	19	27		Я	日午	19	$\dot{\mathcal{D}}$	Я	日午	19	12
Л	日午	10	27		.75	日午	14	57				
Л	日午	10	27		75	日午	19	57		日午	10	57
Я	日午	16	9		H	日午	15	9				
Я	日午	19	9		Я	日午	19	9	Я	日午	19	52
Я	日午	19	9		Я	日午	19	9				
Я	日午	19	27		Я	日午	19	$\dot{\mathcal{D}}$	Я	日午	19	17
Я	日午	10	*		. 15	日午	14	57				
Л	日午	10	27		Л	日午	14	9		日午	10	57
Ħ	日午	10	9		H	日午	19	9				
Я	日午	19	9		Я	日午	19	分	Я	日午	19	52
Я	育年	19	9		Я	日午	19	93				
Я	日午	19	27		Я	日午	19	$\dot{\mathcal{D}}$	Я	日午	19	#
Я	日午	19	27		Я	日午	19	Ð				
Л	日午	10	27		Л	日午	14	9		日午	19	57
Ħ	日午	ŧΫ	9		H	日午	19	9				
Ħ	日午	εģ	9		Ħ	日午	15	9	. #	日午	εģ	52
Я	日午	19	9		Я	日午	19	53				

(注意) 次第23条第1項の規定による再生の実施について記載し、当論再生 の実施をしなかった場合は、全体に創鍵を引くこと。

经税款	E体の数号 第	- 4			
20	機器(2開放器 7数7,04月 日報	異生をした過程の 開始を20年7の年 月日毎	再生の根据	通信の日本者 の取名での他 その特別に質 する事項	は機能のは に機能的で であること
			21/08t - 21/3 21/9 - 21/3		
			1788 : 338		
			1100 : 210 210 : 210		
			23 0 m - 23 0 21 0 - 23 0		
			11@# -27@ 21@ -27@		
			298:38		
			11088 - 210 310 - 310		
			2798 : 33B		
			1198 : 228		
			238 :338		
			1198 : 228		
			21/58t - 2)(2) 21/0 - 23/5		

部基本 一対する 一対する 一対する 一分につき、本機は、特性を対象 の実施をしたので、本機変を拠めします。 記 のである。大学のでは、一般である。 「おいて、「おいて、「おいて、」のこのでは、 は、このである。」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「おいて、」では、「いいて、」では、「いいて、」では、「いいて、」では、「いいて、」では、「いいて、」では、「いいて、」では、「いいて、」では、「いいて、」では、「いいて、」では、「いいて、」では、「いいで、」では、「いいいいいいいいいで、」では、「いいで、」では、「いいで、」では、「いいで、」では、「いい

その2										
# %	8	地中の	開始了	12 10 10	\$200 SE SEC. 200	記録	练	* *	# #	した
修生の	実の	施卓の	中断3	13 10 90	4 and	記録	旗 作	仓市	9 M	した時
Я	н	4	29	9		Я	11	÷*	19	- 12
Л	В	*	20	9		Л	В	*	Rh	- 57
Л	В	*	20	9		Л	В	*	Rily	- 57
.8	В	4	135	9			B	4	19	92
Я	Ħ	4	39	9		Я	II	4	19	分
Я	н	4	29	9		Я	п	4	19	- 12
Л	В	÷	99	9		Л	В	ψ.	10	- 17
Н	В	4	125	9		Я	В	4	15	- 52
.8	В	4	125	9			В	4	19	52
Я	н	4	29	9		Н	н	4	19	- 12
Я	В	ф	10	9		Я	B	ф	10	- 17
Я	B	ф	10	9		Я	B	ф	10	- 17
.8	В	4	125	9			В	4	19	52
Н	В	4	89	9		Н	В	4	19	9
Н	В	4	89	9		Н	В	4	19	9
Я	H	ф	89	- 57		Я	Ħ	ф	19	- 12
Я	Н	4	29	9		Я	Ħ	φ.	19	- 17
Я	В	*	20	9		Я	В	4	10	- 52

月 日 年 時 分 月 日 年 時 分 (注意) 法察認義前 1項第1 号の規定による修受の実施について記載し、当 談検受の実施をしなかった場合は、全体に終練を引くこと。

記録	事業の申集	31	- 0			
20	通路の開 び終了の 日輪	in the	特党をした通信 の開始及び終了 の年月日時	修奨の証拠 となっ 項	通信の日本省 の司名その他 その辞述に費 する事度	記録媒体中の 記録開作を検 分するに足り も本項
				3 ① - 14 ① 14 ② - 15		
				3(D · 14(D 14(D · 15		
				3 ① · 14 ① 14 ② · 15		
				3 (D • 14 (D 14 (D • 15		
				3 D : 14 D 14 D : 15		
				S (D - 14 (D 14 (D - 15		
				3 (D + 14 (D 14 (D + 15		
				3 (D - 14 (D 14 (D - 15		
				S ① - 14① 14② - 15		
				3 (D + 14 (D 14 (D + 15		
				5(D - 16(D 14(D - 15		
				\$Q:14D		

と。 2 使受の機能となった英項欄において、「3①」は法領3条第1 項名、「14①」は法額3条第1項名、「14②」は法額3条第2項 を、「15」は法額3条をそれぞれ意味し、動当するものに丸印を 付けること。

10										
11	88	\$°#	밥	装	881	231	\$14 184	37	12	選挙をした時間と課者、選 その他の を大きのに対力した場合 アモビリ を表現のは対力した場合 対策する
## T	81	P#	e :	質	651 081	101	RLT Y#	H	100	(1000円 100円 100円 4000円 100円 100円
Mo	я		F 14	9	N 10	я	日午	4 14	9	日本等をした味等化量を 日本等を大き物に研加した 時等化機等
87	Я	排字	19	9	MT	. 8	日午	14	9	□それらDSFの確明の催号
Max	Я	8年	10	9	转换	- 8	日午	14	9	□演号をこた場号任意号 □演号を支援的に終去した
ST	.15	中	13	-	itт	.11	日午	13	9	THOUGH COMPANY
50:56	Я	排午	14	9	MH	В	日午	14	9	日産党をいた機関任務等。
ST	月	中	13	-	itт		日午	13	9	THE STATE OF THE PARTY OF THE P
Mr8	Я	育年	14	9	NH	- 8	育年	14	9	
Ø.T	Я	章	15	02	MT.	A	日午	15	27	日本の方が内の機能に関す
5006	Я	日午	19	9	1419	. 5	日午	15	9	日本名の「中華の日本の「
<b>#</b> .7	Я	8年	14	9	終了	Я	日午	14	9	
20,00	.11	中	13	-02	1010	.8	日午	15	9	
#7	Я	排字	10	9	ит	В	日午	14	9	GENERAL SERVICES
More	Я	9年	16	9	1410	- 8	日午	14	97	
ST	.15	中	19	4	itт	. 15	日午	13	9	Haracean and a
50:56	Я	展午	14	9	MH	. 8	日午	64	9	日本サモアを称と何かした
87	Я	皇年	15	07	MT.	A	日午	15	27	_#5085
50%	Л	西宁	iş.	9	1419	. 5	日午	15	9	DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF
9.7	Я	8年	14	9	167	Я	日午	54	9	
Mile	.11	中	ц	-01	10 10	.8	日午	13	9	HEAD COMMENT
87	Я	田宁	14	9	MT	В	日午	64	9	日本れる日本の様々に様々
往来	) 1	. 8	m	33/4	(III 1	RE	2 % (	0,60	81	による俳優の実施について記載!

技術的協議 1 編集を与い表現とよる情報の実施とついて記載 当該持任の実施をしなかった場合は、全体に解析を引くこと。
 □目のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

その5										
# %	08	地中	M Ni Л в	및 II	ENG	起華	热力	* *	# #	した 第
群生		無の	# 15	艾蒜	作の数	記 報 年	旗 伍	全市	りが	し た 等
Я	п	4.8	29	9		Я	н	÷*	19	9
Я	B	40	39	- 97		Я	Ħ	40	89	- 52
Я	Н	40	39	9		Я	Ħ	4	19	- 17
Л	В	*	20	9		Я	B	*	89	- 57
Н	В	4	125	9		Я	B	4	19	9
Я	В	4	125	9		Я	B	4	15	9
Я	н	4	29	9		Я	н	4	19	9
Я	B	ф	39	- 97		Я	Ħ	ф	89	- 52
Я	B	4	39	9		Я	Ħ	4	19	- 52
Л	В	*	20	9		Я	В	*	89	- 57
H	В	4	150	9		Я	B	4	19	9
Я	В	4	13	9		Я	B	4	19	9
Я	П	4	29	9		Я	п	4	19	9
Я	B	ф	10	9		Я	Ħ	ф	89	- 17
Я	B	φ	99	n		Я	B	÷	19	分
Я	В	*	25	9		Я	B	4	89	- 57
.11	В	*	20	9		Я	В	*	14	- 57
Я	В	4	13	9		Я	B	4	19	9
						_				

その 総解	直体の寄る 第	- 4			
20	#95\$985	<b>国民的执行地等分替</b>	再生の根拠 素	通信の哲学者 の取るその他 その物能に変 する事情	記録報告中心 記録報告を告 地子をご足り も事情
			1188:218 219:218		
			1160:118		
			1188 - 218 219 - 218		
			1100:210 210:210		
			116th - 216 219 - 216		
			1168 - 218 319 - 318		
			1100 : 210 210 : 210		
			198:118		
			1188 - 218 219 - 218		
			110th : 210 210:210		
			1108:218 210:218		



(注意) ※印曜には、令状株水事件等号を記載すること。

(在意) 不用の文字は、模様で消すこと。

(注意) 1 ※印機には、令状論水事件番号を記載すること。 2 不用の文字は、機能で得すこと。

(20世紀年19 (第20条件 1988年) (中の1988年 1987年 1987年 1988年 1



| DESTRUCTION |

	E d	製 年 年 年 年 年 年 年	M L/A	上記録 日午 日午 日午 日午 日午 日午 日午	\$8* 10* 10* 10* 10* 10* 10* 10* 10* 10* 10	少から 分から 分から 分から 分から 分から 分から 分から 分から	年 年 年 年	Я	日午 日午 日午 日午 日午 日午 日午	19 10 10 15 19 19	9 9 9 9 9 9 9
6.0		* * * *	Я Я Я Я Я Я	日午 日午 日午 日午 日午 日午 日午	19 19 19 19 19 19	9006 9006 9006 9006 9006 9006 9006	年 年 年 年	Я	日午 日午 日午 日午 日午 日午 日午	19 10 10 15 19 19	9 9 9 9 9 9 9
		* * * * * *	л л я я я	日年 日午 日午 日午 日午 日午	19 19 19 19 19	分から 分から 分から 分から 分から 分から 分から	* * *	л л л я я	日年 日年 日年 日年 日年 日年	10 10 10 10 10 10	9 9 9 9 9 9
		* * * * *	H H H H H	日午 日午 日午 日午 日午	10 10 10 10 10	分から 分から 分から 分から 分から 分から	年 年 年	л я я я	84 84 84 84 84 84	特特特特	5 5 5 5 5
		* * *	H H H H	84 84 84 84	19 19 19 19	分から 分から 分から 分から 分から	年 年 年	Я Я Я Я	日年 日年 日年 日年 日年	特特特	5 5 5 5
		* *	H H H H	日午 日午 日午	19 19 19 19	分から 分から 分から 分から	* *	Я Я Л	日午 日午 日午	特特特	8 8
		*	H H H	日午 日午 日午	19 19 19	900 B 900 B	*	Я Л	日午 日午 日午	19 19 19	8
		#	Я Я	日午	10 10	分から 分から	年年	Л	日午	14 15	8
		*	Я	84	瞬	906	*	Я	日午	15	5
		*	Я								
	ļ			84	55						
	_					分から	*	Я	日午	15	
		- 85	Я	日午	79	990	41	Я	日午	19	8
_	т	44	Я	日午	Ηψ	906	44.	Я	日午	14	2
_	Т	44	Я	日午	Εφ	906	44.	Я	日午	14	2
	Т	4	.8	84	99	906	*	Я	日午	15	-50
	Т	*	Н	日午	16	900	*	Я	日午	19	8
	Т	*	В	日午	16	900	*	Я	日午	19	8
	т	år.	Я	日午	19	906	41.	Я	日午	19	2
	Т	år.	Я	日午	19	905	44.	Я	日午	19	2
	т	*	.15	日午	RP	906	94	Я	日午	14	-50
			. 15	日午	19	900	20	Я	日午	19	5

# 5		情受斯 年	紙を用	神史した 日			44	Я	В
	存性記載に記録さ れている通信の当 事者	250 250	新しい期	esthia T	草知	会し	É	a	
ä		- 19	В	нат	奪	Я	н		
信の		áκ	Я	日まで	年	Я	Н		
×		áκ	Я	日まで	- de	Я	Н		
*		44	.75	B#C	*	Л	В		
者に		#	.8	Bitc	*	Я	В		
対		#	.8	Bitt	*	Я	В		
†		- 19	В	нат	作	Я	н		
ő M		áκ	Я	日まで	年	Я	В		
50		áκ	Я	日まで	- de	Я	Н		
		44	.15	BEC	4	Я	В		
		- ar	H	BRC	30	я	В		

- 8) 1 毎日報には、そのよの毎日報に対応する等もを記載さること。 通常の基本金や場合であったるは、資本間に当該が重めの経過就無 中の認維業所を特定するに見りる事項その他認該当事者の特定に質する事項を記載し、特定できた時点、接受認証に認定されている情報の当業の情報に接てきたが見り及び特別に表生事項を監禁すること。
- る事項を記載し、物定できた時点で、機能設証に認能されている適能 の指導事機に縁定できた年月日及び特別に係る事項を記載すること。 3 適信の基準者の反応が得らかでないと言は、機等機にその音を記載 し、明らかになった時点で、同機に明らかになった年月日及び明らか

Æ	5.4		
	16	提出者の官公職氏名	
£\$		銀 出 年 月 日	# Я
ź	н	基色を受けた裁判官の氏名	<b>坐御印</b>
奥	-	提出者の官公職氏名	
ж		<b>新品单月日</b>	4 A
ŧt.	13	掘出を受けた戦和官の民名	受御印
ж	as.	基色者の官公職氏名	
w		英 出 年 月 日	4 Д
	12	展出を受けた裁判官の氏名	受領印
位犯罪道	20 21	無当者の官公務氏名	
		<b>装 出 年 月 日</b>	# Я
		提出を受けた裁判官の氏名	受損和
(E)	25	終日書の官公職氏名	
=		8 8 4 H B	4 Я
#	н	提出を受けた裁判官の氏名	生観印
_	-		

95									
=		9	85		9	85	9		
a	网络线马通信	05 # #							
	請求に係る本部	医米歇尔月日		称	ЯП	*	ЯП		
36	請求者の官	公職氏名							
133	延 長 年	л в		#	Л В	86	Л В		
延長	延長した税率	官の用名							
	粧長後の適用 ければなら	を発力を	41	Я	HRT	年月	日まで		
	請求に係る本然	<b>英承認年月日</b>		ф1	Я В	de.	Я В		
26	探求者の官	公務氏名							
13	延 長 年	И В		#	Я В	*	Я В		
延車	妊長した教布	官の氏名							
	新具後の通知 ければなら	を発しる前	41	Я	H±C	年月	H#T		
	M :	e							

20	9	30			- 4
移 型 記 が するに足	を作品 りる事項				
通信の					
전략을 함부한 1	でからる				
朝取等をさせ	た道信を特定す	るに思りる	丰垣	18 To	· 19
				雅牧 - 茂	宋-祖2
				被收 - 茂	型・独り
				被收 - 现	型・在1
				親牧・攻	気・抜!
				競牧 - 茂	宋 - 後2
				競牧・茂	家 - 後2
				被收 - 茂	文・在5
				額収・次	支・抜!
				額収・次	変・抜!
				競牧・攻	鬼・祝!
糖収等を含せ	t た年月日時	#	Н	丰	19 19
糖取等をさ	せた場所				
ia .					

別記様式第11号	
(第30条関係)	